

民生文教常任委員会

1 開 議 令和3年3月9日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第19号 大田原市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第20号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第21号 大田原市シニアプラザ清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第22号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第23号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第31号 大田原市老人福祉施設付設作業所条例を廃止する条例の制定について

日程第 7 議案第24号 大田原市国民健康保険条例及び大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第25号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第30号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大豆生田	春	美	出席
副委員長	高 崎	和	夫	出席
委員	秋 山	幸	子	出席
	鈴 木		隆	出席
	深 澤	正	夫	出席
	菊 池	久	光	出席
	君 島	孝	明	出席

当 局	保 健 福 祉 部 長	村 越	雄 二	出席
	市 民 生 活 部 長	植 竹	剛	出席
	教 育 部 長	大 森	忠 夫	出席
	健 康 政 策 課 長	齋 藤	一 美	出席
	保 育 課 長	遲 沢	典 子	出席
	高 齡 者 幸 福 課 長	吉 成	均	出席
	国 保 年 金 課 長	藤 沼	誓 子	出席
	生 活 環 境 課 長	松 浦	正 男	出席
	生 涯 学 習 課 長	津 久 井	静 男	出席

事 務 局	植 竹	広	出席
-------	-----	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大豆生田春美君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、健康政策課長、保育課長、高齢者幸福課長、市民生活部長、国保年金課長、生活環境課長、教育部長、生涯学習課長であります。

◎議案第19号 大田原市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第19号 大田原市保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 議案第19号につきましては、所管の健康政策課長が出席しておりますので、健康政策課長のほうから説明のほうをさせていただきます。

○委員長（大豆生田春美君） 健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） それでは、議案第19号 大田原市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。タブレット72ページを御覧ください。

保健センターの老朽化に伴い、大田原市公共施設個別施設計画におきまして、機能を旧福祉センターと統合することに伴い、保健センターで実施している事業を令和3年4月から旧福祉センターに移転するため、条例の一部を改正するものであります。

75ページの新旧対照表を御覧ください。表題につきましては、大田原市保健福祉センター条例に改めます。第2条の名称及び位置の住所につきましては、次のページにあります旧福祉センターの住所である「浅香三丁目3578番地747」に変更いたします。

前のページに戻っていただきまして、第3条の事業は、内容を一部変更いたします。

73ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するいたします。また、ピアートホールの一部が黒羽保健センターの一部所となっていることから、今回の条例改正に伴い、77ページをお開きいただきまして、新旧対照表の第2条の一部を改正いたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○委員（菊池久光君） 質疑いたします。現保健センターなのですから、今後の利用をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） 譲渡という方向でやると思います。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） この現保健センターが老朽化のために浅香のほうに移すということなのですが、この間のお話では、中央地域包括支援センターは変わらず機能させるということだったのですが、これについては、場所は。

○委員長（大豆生田春美君） 健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） 中央包括支援センターにつきましては、今年度4月から福祉センターのほうに移転しております。

（「そうですか、了解しました」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 訪問指導の部分が、今度高齢者の生活プランということで統合されるのですが、ちょっとこの辺のところ分からないので、その説明と、そもそも今訪問指導の現状はどうなっているのか、併せてお伺いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） 高齢者の生活相談というのは、既に包括支援センターが福祉センターのほうに入っておりますので、その関係で高齢者の生活相談ということを入れております。

あともう一つ、訪問指導につきましては、保健師が市役所のほうから訪問指導を行っているという状況になっておりますので、こちらの条例からは削除しております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） そうしますと、高齢者の生活相談のところなのですから、民生委員との業務の分担ですが、これどういうことになるでしょうか。民生委員もある面で似たような業務をやっていると思うのですが、区分けのところを教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） 民生委員さんのほうにつきましては、高齢者幸福課のほうで毎年高齢者の調査というのをやっているかと思っておりますので、こちらの条例とはまた関係はないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 別々に個別にやると、ある面で業務としては重ねがあったりとか、その辺のあたりが無駄になるのではないかと、そういう点での質問なのですから、その辺のあたりの整理はどうされるのですか、繰り返しお尋ねします。

○委員長（大豆生田春美君） 健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） 高齢者の生活相談というのは、先ほども申しましたように包括支援センターです。高齢者の相談をやっております中央と西部包括支援センター、2か所が入っております、そちらが高齢者の相談をやるというような考えでありますので、こちらに訂正しております。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） そうしますと、民生委員のほうはその業務はしなくてもいいということでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） そうです。そのとおりです。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。

（発言する人なし）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第19号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 大田原市保健センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第20号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第2、議案第20号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 議案第20号につきましても、所管であります保育課長が同席しておりますので、保育課長のほうから説明のほうをさせていただきます。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） それでは、議案第20号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。資料は78ページからでございます。80ページの議案書補助資料も併せて御覧願います。

子ども未来館につきましては、指定管理者を置いて運営しておりますが、本条例第5条に規定しております指定管理者が行う業務のうち、使用料の免除につきましては、市長の権限により行うものでありますので、使用料の免除の部分削除する改正をするものであります。

また、未来館に設置しております一時保育センターの利用料につきましては、公の施設の使用料に当たり、地方自治法第228条第1項の規定により条例で規定することになることから、現在は大田原市在宅子育て家庭と一時預かり事業実施要綱において規定しておりますが、本条例におきまして一時保育センターの使用料についてを規定することとしたものであります。

新旧対照表によりご説明申し上げます。81ページを御覧願います。第5条は、指定管理者が行う業務についての規定であります。使用料の免除を規定しております第12条を指定管理者の業務から外すために、第5条第2項中の「、第12条」を削除いたします。

次に、第11条に使用料及び使用回数券等について規定しておりますので、一時保育センターの使用料も本条例で規定するために、第11条第1項中「及びキッズタウン」を「、キッズタウン及び一時保育センター」に改めます。

また、同条第2項は、使用回数券と平日年間パスポートの発行について規定しておりますが、一時保育センターは回数券と平日年間パスポートを使用することができないために、同項中の「施設」の次に「（一時保育センターを除く。）」を加えます。

次に、別表は、第11条で規定しております使用料等の額を記載しておりますので、わくわくらんど及びキッズタウンと一時保育センターについて、それぞれを分けて規定したものに改めます。

82ページに参りまして、別表の備考ですが、一時保育センターのみが1時間についての金額で規定しておりますことから、「、1日」を「、わくわくらんど及びキッズタウンにあつては1日当たりの金額とし、一時保育センターにあつては1時間」に改めます。

79ページにお戻り願います。附則の規定であります。第1項、施行期日といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものといたします。

次に、第2項、経過措置といたしまして、この条例の施行の日（以下、「施行日」という）前に行われた一時保育センターの施行日以後の利用に関する手続については、この条例による改正後の大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例第6条の規定による許可を受けた者をみなすと規定いたします。

以上で議案第20号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明君） 一時保育センターの使用料なのですが、今までと変わらないですか、

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 使用料の金額につきましては今までどおりです。市内を1時間300円、市外の方につきましては1時間500円ということで、同じでございます。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） 同じく一時保育センターなのですが、こちらの利用状況と、あと市外の方も利用できるということになっていると思いますので、500円で。市内外の別を含めた利用状況を教えていただければと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 令和2年度につきましては、コロナ感染症の影響で、多少利用される方が少なくなっております。今年2月末までに市内の方は563件、市外の方が130件、合計693件の利用となっております。ちなみに、昨年度は市内の方が984件、市外の方が231件、合計1,215件でありました。

パーセンテージにいたしますと、規定では市外の方の利用を3分の1までとしておりますが、実際の利用状況から申し上げますと、市外の方の利用割合は、令和2年度は18.8%、昨年度は19.0%という状況でございます。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） ちょっと言葉の使い方のところで分からないのでお聞きしますが、80ページの使用料の減免については、市長の権限であるべきということですか。ですから、指定管理者ではないということなのですけれども、今度81ページの右側に行きまして、市長とあるのは指定管理者とするというふうになっているので、この読み取り方というか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 第5条において、市長と規定しているものについてのうち、第6条、第7条、第9条、第10条及び第13条は、市長ではなく指定管理者ができるように読み替えますよという規定なのですけれども。

（「わかりました」という人あり）

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第20号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第21号 大田原市シニアプラザ清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第3、議案第21号 大田原市シニアプラザ清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 議案第21号につきましても、所管の高齢者幸福課長が同席しておりますの

で、高齢者幸福課長より説明をさせていただきます。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 高齢者幸福課です。よろしくお願いたします。

議案第21号 大田原市シニアプラザ清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。83ページを御覧ください。

大田原市シニアプラザ清流荘は、高齢者等の教養の向上並びに健康及び福祉の増進を図るための施設であります。現在はシルバー人材センターに管理を委託し、貸し出しをしております。その清流荘の同じ敷地内に希望の家という陶芸用の窯を備えた施設がございます。その希望の家においては、従来より高齢者幸福課主催の高齢者生きがい講座の陶芸教室の開催のみに使用しておりましたが、今年度をもってこの講座を廃止することとなり、現在の講座の受講生グループが来年度から自主的グループとして活動するため、またほかのグループからも使用の希望があったときのために当該施設を一般供用の扱いとするため、このたび改正したいと考えております。

今回の改正では、主に2点、使用料を設定することと施設区分を追加することとなります。1つ目の使用料の設定についてですが、現在清流荘の使用料は無料ですが、これを類似した用途で使用されているほかの施設に合わせた金額で使用料を設定したいと考えております。

2点目の施設区分の追加ですが、この清流荘の一部の希望の家については、現在文言や例規がどこにもないため、今回清流荘の一施設区分として位置づけ、運用したいと考えております。

88ページの新旧対照表を御覧ください。第8条に、使用料の条文をつくり、使用許可を受けようとするものは別表に掲げる使用料を納付しなければならないといたします。使用料の減免については第9条に、還付については第10条に、89ページに参りまして、別表として施設区分ごとの使用料を記載したいと思っております。これは同じく高齢者生きがい講座を現在開催しておりますが、やはり今年度をもって廃止となります佐良土多目的交流センターに既に使用料の設定があり、また同じく陶芸用の窯を保有しており、窯用の燃料のことも記載してありますので、こちらに倣って清流荘も料金表を作成いたしました。以上の主な改正部分のほか、条文の修正や条ずれについても調整いたしました。

85ページの改正文の附則を御覧いただきまして、この改正条文の施行期日は、令和3年4月1日といたします。経過措置として、4月1日より前に許可を出したものについては、従前の例により、使用料を無料とすると思いますが、実務的には4月1日になってから許可を出すこととしたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） この清流荘ですけれども、今回初めて使用料を設定するということですのでけれども、我々も清流荘を会議等に使っていたわけですのでけれども、今回1時間当たり300円ということの中で、今までの利用がどんな状況だったのかということ、まず1点お聞きしたいのですが、それとこの300円を今回設定することによって、この減免的なものは考えられないのか、もし考えているとするとときに、どの辺までを考えられるのかを、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 現在はこちらの清流荘のほうで8団体が使用されていまして、こちらが趣味の活動ということで、社交ダンスとかカラオケとかで使用している団体が今現在8つということで、使用回数がちょっと今手元にないので申し訳ないのですけれども。

それで、減免のほうなのですけれども、今回同じく施行規則の改正も一部の改正を行いまして、使用料の減免ということで、市の機関、またはこれに直接関係する団体が使用するとき、2つ目に、市内の各種団体が公共の福祉のために使用するとき、3つ目として、その他市長が特に必要と認めるときという改正をいたしました。一応減免を考えるのは、例えば自治会や自治公民館、またボランティア団体などが、ここに該当すると思われまます。

以上でございます。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） 利用者そのものは8団体、趣味のグループというか、それらが多いということですが、大体今までの年間からすると、どのぐらいの利用が今まではあったのですか。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 申し訳ございません。手元にちょっと資料がございませんので、調べまして事務局のほうに提出いたします。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 確認のためなのですけれども、使用者さんとのコミュニケーションを図るために、運営については高齢者幸福課ということでもいいのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 高齢者幸福課でやります。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 高齢者の方たちは、自分たちで自主的デイサービスと言っているようなところもあるのですけれども、コミュニケーションを取る大切な場だと思いますので、連絡も取り合いながらやっていってほしいなと思います。意見です。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員、意見は後でお願いいたします。

○委員（秋山幸子君） わかりました。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 先ほどの説明の中で、類似の施設という言葉があったと思うのです。この類似の施設はどこでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 同じ陶芸窯がございます佐良土の多目的センターです。そちらの条例を参考にしまして、同じくやはり、同じ陶芸窯を使うのに、料金を取る、取らないで差が出てしまうのはちょっとおかしいということなので、これを統一しまして、受益者負担の原則ということで使用料をいただくことになりました。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） この施設、先ほどの佐良土の施設も含めてそうなのですから、生きがいという言葉があるのですけれども、これはある面で高齢者の健康という観点からも重要だと思うのです。そういう点で意見として2つあります。1つは、何らかの減免措置を考えていただきたいというのが1つあります。突然ある面で無料でやっていたものが、料金を取ることになる。ちょっと激変緩和ができないかと思うのが1点。もう一つは、介護保険とかほかの一般会計のほうで措置ができないのか、今回一部の予算項目については移動しましたので、そちらのほうで実施するというところでちょっと緩和、予算的にもかなり国からも入ってくるので、緩和すると思うのですけれども、そういう検討をお願いしたいというのが意見でございます。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 意見を述べさせていただきます。

中身については、本来の市民の自主性でつくっていくというのが本筋で、とてもいいことだなというふうに思いますが、そのために、やはり高齢者なので、幸福課のほうでコミュニケーションを密に取っていただくようお願いしたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第21号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 大田原市シニアプラザ清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第22号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第4、議案第22号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の丁寧な説明を受けておりますので、本日は説明を省略し、早速質疑に入ります。

質疑を行います。

菊池委員。

○委員（菊池久光君） これかなりボリューム的に多いので、基本的なことになってしまうかもしれないのですけれども、この地域密着型サービス事業ということなのですが、該当する施設、どれぐらいあるのかということと、あとちょっと目についたのが、虐待とかハラスメントということが出てきていると思うのですけれども、こういった事案というか事例が今まであったのか、あったとすればどれぐらいあったのかというのをちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 該当する施設がどのくらいあるのかということなのですけれども、一応地域密着型通所介護施設ほか7種60事業所がございます。

もう一つの虐待、ハラスメントの事案ということで、現在市が改善指導を実施しているケースはございません。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 今回の改正内容、非常に多岐にわたっておって、しかも移行措置もあつたりとか、様々な非常に複雑な内容になっております。この準拠状況をやはり確認しっかりしていかないといけないと思うのですけれども、それをどのように確認していくのか。他方、評価するための第三者委員会として運営推進委員会というのが設けられるはずになっているわけなのですけれども、これとの関与を含めてどのように確認していくのか、お伺いします。

○委員長（大豆生田春美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 基本的に内容が実施されているかどうかにつきましては、通常施設に対する立入調査、これにつきましては、通常6年間の間ぐらいに1回行けばいいということにはなっているのですが、本市の場合は、一度3年のうちに、基本的に対象施設60施設あるのですけれども、それについて3年のうちに全部回るという形で、立入検査の中で、基本的にはその実地指導をして状況等を確認することがあります。

それから、あと協議会につきましても、その状況の内容についてはそこで報告するという形で、皆さんからその状況報告について意見をいただくというような状況で、それについて審査というか内容の確認をさせていただいております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 別な質問ですけれども、今回の改正の中で緩和措置ということで、過疎地域の扱いについては緩和の措置がとれるということになっていると思います。この地域の指定のところは、たしか須賀川とか余瀬とかいろいろあつたと思うのですけれども、これは指定の方法であつたりとか、これはどういうふうな手続、判断基準でやるのでしょうか。受入れ人数の算定のところで、緩和措置で過疎地域については定員を超えても、たしかいいということになっていたと思うのですけれども、従来の定員です。

○委員長（大豆生田春美君） 調べていただいて、後で報告していただけますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 別質問です。ハラスメント対策ということで、今回うたわれているわけなのですけれども、これは具体的にはあれでしょうか、どういう対策をとればいいのかということで国から連絡があるのでしょうか。外部的な何か対策なのか、内部の対策でいいのか、この辺のところについてお伺いします。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 内部のほうでそちらのほうは進めまして、その後県のほうに提供ということになります。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） 私のほうでちょっとまた視点を変えまして、最近自然災害とかかなり多いので、196ページにありますけれども、下のほうの⑩です。地域と連携した災害への対応の強化ということで、非常災害対策の義務づけが出ている介護サービス事業者というのは、具体的にどんな業者で、また該当する事業所というのはどのぐらいあるのかというのをお聞かせいただければと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 災害対策が義務づけられている事業所ということで、デイサービスやグループホームを含む5種35事業所が現在義務づけられている事業所がございます。

○委員長（大豆生田春美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 若干追加のほうで、事業所につきましては、まず地域密着型通所介護事業所、小規模多機能型介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設という形で5種です。その5種35事業所という形になっております。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 確認したいのですけれども、地域では高齢者の方が、先ほどの虐待とかハラスメントは施設内でのことですよ。それ以外に居住しているところでのそういう高齢者の虐待とかそういうことも起こっていると思うので、これ膨大な量なのですけれども、高齢者のそういったときに、地域密着型とは高齢者を保護するためのもの、そういう観点もあるか伺います。

○委員長（大豆生田春美君） こちらも後でよろしいでしょうか。

○委員（秋山幸子君） よろしくお願ひします。

○委員長（大豆生田春美君） 君島委員。

○委員（君島孝明君） 私は148ページの第180条、ユニット型指定地域密着の人数が大幅に緩和されると思うのですが、そういった事業所があるのか、おおむね15人を超えないものと、15人になった場合の床面積等はどのぐらいになるのか、お聞きします。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） こちらもちょっとお調べしまして、事務局のほうに提出いたします。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第22号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第23号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第5、議案第23号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 議案第23号につきましても、担当の高齢者幸福課長が同席しておりますので、高齢者幸福課長のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 議案第23号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。202ページを御覧ください。

現在介護保険法117条第1項の規定により、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、通称あんしんプラン第8期計画を策定中であります。あんしんプランでは、3年を1期とする市が行う介護保険事業に係る介護給付費等の試算から保険料額を定めることになっており、今回介護保険料額を変更すること、また令和2年度税制改正に伴う措置や介護保険料普通徴収の納期について分かりやすい表現とするため、条例の一部改正について付議するものであります。

説明前に保険料の決定方法を説明いたしますと、令和3年度から5年度までの計画期間における3年間の給付費総額を求めます。これに後期高齢者の分布状況や第1号被保険者の所得状況の高さを全国規模で比較して、市町村の責めによらない部分を国の調整交付金で調整し、この額に対し、第1号被保険者の負担額23%を求め、予定収納率、被保険者で徴収保険料基準額を決定いたします。また、最後に、保険料の急激な上昇を抑制するために、保険料の残額を積み立てた財政調整基金で調整し、保険料を決定することになります。

これに基づく計算の結果、8期計画においては、基準保険料額を年額7万2,000円、月額6,000円と決定し、第7期計画より年額3,600円、月額300円減少する保険料の設定といたしました。なお、保険料段階別の金額につきましては、本市の場合、12段階に区分されております。

改正内容についての説明に移りますので、206ページの新旧対照表を御覧ください。第3条、保険料率第1号各号の改正は、先頃説明しました保険料の年額を改正するものです。同項第6号アの文中の改正は、令和2年度税制改正により、低未利用土地等を売った場合に100万円の特別控除が、租税特別措置法第35条の3の規定により追加となったため、また保険料の算定につきましては、特別控除後の額とする規定が現在誤っているため、介護保険法施行令第38条第4項から同令第22条の2第2項へと改正するものです。

さらに、同項第7号から第9号までの改正は、保険料年額のほか、保険料段階の所得区分が新旧対照表のとおり200万円だったものが210万円、300万円だったものが320万円に変更となる理由から改正とするものです。

同条第2項から第4項までの改正は、低所得者の保険料軽減で、保険料段階区分第1段階から第3段階の保険料額の改正に伴い、軽減される金額が変更されることによるものです。

第4条、普通徴収に係る納期につきましては、2月、3月に生まれた方で65歳を迎えられる第1被保険

者の方には、第4条第1項で定める納期以外にも年度内まで随時賦課している状況ですが、随時賦課の納期について分かりづらい表現となっていることから、第2項を前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる規定を設けたことによるものです。

第6条、保険料額の通知の改正は、「速やかに」を漢字表記とし、例規全体との統一を図ることと、前第4条の改正により、納付義務者の説明改正が既に行われていることによるものです。

203ページに戻りまして、下段の附則として、この改正条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 205ページの中に低未利用土地を売却した場合に100万円の特別控除が、租税特別措置法35条の3の規定に追加となったため、保険料の算定に当たり所要の措置を講ずるものだというふうにありますけれども、この低未利用地売却ということと、保険料の算定に当たってという関係がちょっと分からないので教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 低未利用土地というのは、空き地とか空き家地とか空き店舗についてのもので、これをなくしていくということも、促進をさせるということも、一つの案ということになりますので、そこと連携させると、そんな形が今回とられたと。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） それによって、保険料を引き下げるだけの金額になるということでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） その分も初めから控除しますよということを今回明記されたと。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 今回の料金の算定の根拠になっている公費負担、この金額によって、最終的に1号被保険者の料金が多分算定されたのだと思うのですが、これは毎年変わるということがあり得るのか、そういうことで来年度また料金改定、もちろん所得法の改正があれば、また当然なのですから、比較的や流動的に毎年変わってくるものなのか、そこをお伺いします。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 今回の第8期計画で、令和3年度から5年度、3年間は、これは料金は変わりません。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第23号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第31号 大田原市老人福祉施設付設作業所条例を廃止する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第6、議案第31号 大田原市老人福祉施設付設作業所条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 議案第31号につきましても、担当である高齢者幸福課長のほうから説明のほうさせていただきます。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 議案第31号 大田原市老人福祉施設付設作業所条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。253ページを御覧ください。

この施設は、通称「工房わかくさ」といい、本市若草にあります養護老人ホーム若草園に付設する施設であります。このたびここで開催しておりました高齢者幸福課主催の高齢者生きがい講座を今年度をもって廃止するため、作業所の用途が廃止となりますので、条例を廃止いたします。附則として、廃止年月日を令和3年4月1日といたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） この工房わかくさ、今回廃止ということですが、この工房わかくさを今回廃止するという形の中で、今までの利用者が、これは先ほどの清流荘のほうに行きたいと、そちらの陶芸のほうで利用したいというような方が結構いるのですけれども、ちょっとどのぐらいのまず利用者だったのか、そういう中で人数があまり多くというか、ここも実際には廃止になってしまうものですから、清流荘の今まで窯を使っている人たちが、うまく使えなくなってしまうのではないかという心配をしていたのですけれども、今回廃止することによって、今までの利用者というのはどのぐらいあったのですか。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 人数的にちょっと今、まだ、調べて報告しますが、現在佐良土と清流荘、窯が2つございますので、今後続けたいという方はそちらのほうの自主グループのほうに入っていていただいでやるという、また密にならないように班を別にして、班を分けて使用するというをお願いしているところでございます。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） そうすると、この工房わかくさの中の会員は、黒羽と佐良土に大体、希望とい

うのかどうか、そんなふうに分けて、そちらで今度やってもらうという考え方でいいのですか。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） そのとおりでございます。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 売却収入、幾らか教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） こちらにつきましては、条例を廃止した後、養護老人ホームの若草園に無償譲渡いたしますが、その無償譲渡の理由といたしましては、建物を取り壊す市の負担する費用と土地の売却代、こちらを相殺して無償譲渡という形になります。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 今回は廃止ということで、結局これ教室終わっていた方が、ある面でできなくなったという背景もあります。ぜひ高齢者の方々の様々なこういった活動が閉じることがないような方向で行政のほう進めていただきたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第31号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 大田原市老人福祉施設付設作業所条例を廃止する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ここで、保健福祉部長、健康政策課長、保育課長、高齢者幸福課長は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

（保健福祉部長、健康政策課長、保育課長、高齢者幸福課長退席）

◎議案第24号 大田原市国民健康保険条例及び大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第7、議案第24号 大田原市国民健康保険条例及び大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛君） 議案第24号につきましては、議会本会議におきまして私のほうから概略を

説明させていただいたところでございますが、本日担当課長より改めてご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） 私からは、議案第24号 大田原市国民健康保険条例及び大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

まず、212ページの議案補助資料を御覧ください。本条例の改正の趣旨でございますが、大田原市国民健康保険条例に規定します大田原市国民健康保険運営協議会の委員定数におきまして、国民健康保険法施行令に定める被用者保険と保険者を代表する委員を加えるため、関係部分の改正をするものであります。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律等の施行により、大田原市国民健康保険条例及び大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例におきまして引用しております新型コロナウイルス感染症を定義する規定が改正されたことに伴い、関係部分の改正をするものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、213ページを御覧ください。

第2条は、国民健康保険運営協議会の委員定数について規定しておりますが、まず冒頭の規定文に「協議会の委員」と指定するところを、「協議会」の文言が欠落しておりましたので、「協議会」の語句を加えます。改めまして、第4号として、被用者保険等保険者を代表する委員1人を加えます。

214ページをお開きください。附則でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について定めており、第5項、括弧書き内の新型コロナウイルス感染症について引用している定義規定を法令施行後の内容に改めます。

続きまして、215ページを御覧ください。第2条は、大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例であります。第1条で設置について定めておりまして、新型コロナウイルス感染症について引用しております定義規定を法令施行後の内容に改めるものでございます。

211ページの改正文にお戻りください。附則としまして、施行期日等でございますが、第1項でこの条例は公布の日から施行する。ただし、第1条中第2条に1号を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行するといいたします。

第2項としまして、第1条の規定による改正後の大田原市国民健康保険条例附則第5項の規定及び第2条の規定による改正後の大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例第1条の規定は、令和3年2月13日から適用するものといいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） 今の説明の中のこの第2条なのですけれども、今回の新設の部分、それでこの1から3までの中の1番は、被保険者を代表する委員という5名ということになっているかと思うのですけれども、今回は、被保険者等のこの代表する委員が1名という追加になっているのだと思うのです。この「等」が何なのかを説明いただければと思うのですけれども。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） 高崎委員からご指摘のありました最初の5名につきましては、国民健康保

険に加入している被保険者を指しております。今回加えますのは、国民健康保険に限らず、他の健康保険、社会保険等で、例えば企業の保険組合ですとか、そういうところの代表の方を加えまして、今までですと、国民健康保険に加入している方だけの意見等しか聞けなかった部分がありました。公益の代表等いらっしゃいましたので、そういう方の意見は聞けたのですが、さらにもっと幅広く多様なご意見を伺いたいということで、各種団体とか企業さんのほうの代表の方を入れたいということで、これでいいです被用者保険等の保険者を代表するというのは、企業であるとか健保組合の代表者と思っていただければと思います。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 関連ですけれども、具体的にどういう方を想定されているのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） まだ審議の段階ですので、具体的にはちょっとお名前等は申し上げられないのですが、県内のその被保険者を代表する組織がございまして、そこから推薦をいただく予定で考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（発言する人なし）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第24号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 大田原市国民健康保険条例及び大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第25号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第8、議案第25号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛君） それでは、議案第25号につきましてご説明申し上げます。こちらにつきましても本会議で私のほうから概略を説明させていただいたところがございますが、本日担当課長より改めてご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） 私からは、議案第25号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

最初に、218ページの議案補助資料を御覧ください。本条例の改正の趣旨でございますが、国民健康保険制度におきましては、財政運営における責任主体が平成30年より都道府県に移行し、その県が示す標準保険料等を基に各市町がその税率を決定することになっております。この標準保険料率の算定におきましては、地方税法施行令に規定している課税限度額が採用されていることから、被保険者の負担の公平化を図るため、地方税法施行令に規定する額と同額に改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。219ページを御覧ください。第2条は、課税額でございますが、第2項のただし書き中、医療分に該当する基礎課税限度額を61万円から63万円に改めます。同条第4項のただし書き中、介護納付金課税限度額を16万円から17万円に改めます。

次に、第2条についてでございますが、国民健康保険税の税額になります。第2条で改正となります部分に係る改正になっておりまして、61万円を63万円に、16万円を17万円にそれぞれ改めるものでございます。

217ページにお戻りください。附則としまして、第1項は、施行期日でございますが、この条例の施行期日は令和3年4月1日から施行するとします。第2項として、経過措置でございますが、この条例による改正後の大田原市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 県から示される標準保険料率、課税限度額とあります。地方税法施行令に規定の額が用いられるため本市も同額にするとありますけれども、国税のこのご案内にもありますように、所得割基礎額を指して、算出後合算し限度額を変更するというので、この国民健康保険税のご案内についてもこれから変更があるのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） 今回の改正につきましては、議会で議決がされましたならば、公に周知する予定になっております。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 課税標準の話は説明伺ったのですけれども、具体的な保険料、年額で幾らぐらい変わるのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） 保険料に関しましては、今回は税率の改正ではございませんので、課税限度額に、そのかかってくる方について自分も該当になるのかなというふうなことになるので、税率自体には影響はございません。

（何事か言う人あり）

○国保年金課長（藤沼誓子君） 限度額が96万円から99万円に引上げになるということだけでございますの

で。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 繰り返しですけれども、区分の金額は増えるけれども保険料は同じと、そういう理解でよろしいですね。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） 保険料については個別に算出されるものでありますので、保険料自体には、保険料率が変わっておりませんので影響はございません。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 私、国保税のこの均等割は、子供が増えるほど保険料の負担が増えて、少子化対策と矛盾すると思うので、その点これからちょっと反対にしたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） 先ほどの秋山委員のご指摘なのですけれども、実は今国のほうで動いておりまして、令和4年度に恐らくなるかと思うのですが、未就学児に関しましては、5割を国のほうが負担するようになるだろうということ動きがございます。ただそれについては市町でまだ動く段階ではないし、決定ではないので、情報としても周知する段階ではないということですので、これについては今後何らかの動きがあるというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 確かに全国の知事会が一兆円の公費を投入せよという話もありましたので、これがこれから今後どういうふうになっていくかということを見据えて採決に加わりたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第25号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議あり」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第25号につきましては、原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（大豆生田春美君） 起立多数であります。

よって、議案第25号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第9、議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛君） 議案第26号につきましては、議会本会議におきまして、上程の際、私のほうから概略を説明させていただいたところでございますが、本日担当課長より改めてご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） それでは、私のほうから議案第26号について説明させていただきます。

議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料は220ページからになります。また、225ページからは参考として路線図を掲載しております。議案書補助資料222ページを御覧いただきたいと思います。

主な改正内容は3点となります。1点目としては、デマンド交通の親園地区への拡大に伴い、競合する市営バス、佐久山親園線を廃止いたします。2点目は、市内循環線の系統路線として市街地を循環しているまちなか循環線を、市役所から市街地を経由して那須赤十字病院までを循環する新規路線として追加し、市営バス間、またはデマンド交通間との乗り継ぎの改善を図ります。3点目は、各路線の経路間の重複や利用者の状況により路線を一部見直し、起点終点を変更いたします。また、那須塩原市や民間事業者と共通する乗降所の名称を統一し、分かりやすく利用しやすくいたします。

223ページの新旧対照表でご説明いたします。市営バスの運行路線は、条例第3条で別表のとおりとする規定されておりますので、別表を改正するものです。新旧対照表での説明と併せまして、225ページ以降の路線図を御覧いただきますと分かりやすいかと思います。なお、路線図におきましての、黒点線は廃止となる経路、朱字の乗降所は変更となるものです。

それでは、別表の路線順に説明させていただきます。9-1番、佐久山親園線につきましては、デマンド交通拡大により廃線となることから削除いたします。廃線後につきましては、デマンド交通のエリアとなりますが、通学通勤のためにデマンド車両による朝夕1便ずつの経路線の運行を行います。これ以降、表の番号が繰上げとなります。

次に、9-2、金田方面循環線は、表中の変更はありませんが、路線図のとおり乗降所2か所について名称を変更いたします。

野崎方面循環線ですが、こちらは表の最後に追加いたします新規のまちなか循環線との重複を解消するため、起点終点を大田原市役所とし、大田原市役所から那須赤十字病院の経路を削ります。また、那須塩原市との連携、共同利用の観点から、那須地域定住自立圏での協議によりまして、那須塩原市の「ゆーバス」の乗降所と名称を統一するため、「一区十文字」を「一区町十文字」と変更いたします。

次に、那須塩原線につきましては、1路線の中に、大学止まり、鹿畑回り、道の駅止まりの3系統がありました。利用者の状況から道の駅の系統に統一し、2系統を削除いたします。また、これ以降、起点や終点となります「那須塩原駅」、「西那須野駅」の名称につきましても、「那須塩原駅東口」、「西那須野駅東口」と自立圏での統一をいたします。

次に、大田原市内循環線につきましては、中心市街地を循環する経路を切り離しまして、まちなか循環線とし、末広、中央、中田原を経由する新たな11番目の路線として追加いたします。これにより起点を大田原市役所、終点も西那須野駅東口といたします。

次に、金丸線ですが、「那須塩原駅」を「那須塩原駅東口」に名称変更いたします。

雲岩寺線につきましては、表中の経由地の「黒羽」を大字としての「黒羽向町」と改め、乗降所としての「黒羽」を民間事業者との名称統一のために、「黒羽郵便局前」に、また終点を那須塩原駅東口といたします。

須賀川線につきましても、雲岩寺線と同様に改めます。

蛭田湯津上線につきましては、まちなか循環線との一部重複解消のため、終点を大田原市役所までといたします。

次に、大田原女子高線につきましては、起点終点をそれぞれ自立圏での協議及び民間事業者との統一のため、「那須塩原駅東口」と「大田原女子高校前」と改めます。

黒磯駅黒羽高校線につきましては、表の番号の修正のみとなります。

最後に、新たに追加するまちなか循環線ですが、大田原市内循環線での説明のとおり、起点と終点を大田原市役所といたしまして、末広、中央、中田原、那須赤十字病院を循環する路線とすることによりまして、市営バスやデマンド交通との乗り継ぎを改善し、利便性を高めることといたします。

なお、施行日につきましては、資料221ページ、附則のとおり、令和3年4月1日からといたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 今回の見直しによって、利用者の増加ですね、どういうふうに見込んでいるのか、もしくは収支の関係でどういうふうな変化を見込んでいるのか教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 利用者の状況につきましては、これまで公共交通の計画の中で那須赤十字病院をハブとして、あそこでの乗り継ぎというところを考えておりました。那須赤十字病院が開所する前の計画でしたので、そのような計画を立てていたのですが、実際のところその那須赤十字病院を核にして乗り継ぎが行われるという実情があまりなかったということで、今回はその乗り継ぎの箇所を見直しまして、大田原市役所、トコトコ大田原、そちらのほうを乗り継ぎの拠点にできればということで、今回改正をしておりますので、乗り継ぎによる利用者のほうは増加すると考えております。

また、費用につきましては、今回経路を短くしている部分等がありますので、総走行距離等少なくなりますので、市営バス、あと佐久山親園線の廃線等ありますので、費用のほうは減額すると見込んでおります。予算のほうで説明ができればと思っております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 赤十字病院のところをハブが、考え方が変わるということなのですが、赤十字病院を利用していた方が逆に不便になるようなことはありませんか。どう考えていますか、教えてください。

さい。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 赤十字病院の部分については、11番目の新たな路線としましてまちなか循環線、こちらを、これまではまちなか循環線、赤十字病院まで行っていなかったのですが、まちなか循環線が赤十字病院まで行くということになりますので、乗り継ぎをしていただければ、これまでどおり、あるいはデマンドとの乗り継ぎも可能になりますので、これまで以上に利便性は向上するかと考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 深澤委員。

○委員（深澤正夫君） この変更した路線の地域にどういう形で説明会か何かを、チラシとかそういうのでやるのか、その辺聞きたいのですけれども。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） こちらにつきましても、条例のほう議決が決まりましたらば、広報、ホームページ等々で周知していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第26号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ここで、市民生活部長、国保年金課長、生活環境課長には退席していただいて結構でございます。大変にお疲れさまでした。

（市民生活部長、国保年金課長、生活環境課長退席）

◎議案第30号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第10、議案第30号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（大森忠夫君） よろしくお願ひいたします。

議案第30号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして私から説明させていただきましたが、本日は生涯学習課長から改めて説明をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（津久井静男君） それでは、議案第30号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書249ページを御覧ください。

大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和3年4月1日より大田原市中央公民館の位置を現在の生涯学習センターから市役所本庁舎に変更することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。こちらは中央公民館業務を所管しております生涯学習課が、4月から事務室が生涯学習センターから本庁舎4階に移動になることによるものです。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、議案書252ページを御覧ください。併せて議案書補助資料もご参照ください。

本則第2条第1項中、位置の「大田原市本町1丁目2716番地5」を「大田原市本町1丁目4番1号」に改正するものであります。

議案書250ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○委員（菊池久光君） すごく簡単な質疑になってしまうのですが、中央公民館というか生涯学習課自体が本庁舎に移動するということですよね。そうすると、4階に行くということなのですが、4階のどこのスペースに移動するのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（津久井静男君） 現在文化振興課と学校教育課の間の島が、一部学校教育課で使用しているのですが、そこの空いている部分、そちらのほうに生涯学習課が移動することになります。ですので、現在配置されている職員に一部移動していただきまして、そこに入るような形になります。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、実際終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第30号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とするこ

とに決しました。

◎散 会

○委員長（大豆生田春美君） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時11分 散会